

◎議案第 8 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 8 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議案第 8 号でございます。議 8－1 をお開きください。議案第 8 号白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年 9 月 4 日提出。白老町長。

次のページをお開きください。附則でございます。施行期日等でございます。1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定中白老鉄南児童クラブの項及び白老鉄北児童クラブの項を改める部分は、平成28年 4 月 1 日から施行する。2、この条例による改正後の第 2 条の表竹浦児童クラブの項の規定は、平成27年 8 月14日から適用する。

次のページの議案説明でございます。平成27年 8 月の竹浦小学校の移転に伴い、竹浦児童クラブは、新校舎の余裕教室での運営が可能となったことから、当該児童クラブの位置を変更するとともに、平成28年度より社台・白老地区の小学校統合に伴い鉄南児童クラブ及び鉄北児童クラブの名称及び位置を変更することから、本条例の一部を改正するものであります。また、所要の規定の整備についても併せて行うものであります。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第 2 条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
白老鉄南児童クラブ	白老町大町 1 丁目 6 番 1 号 白老小学校内	白老第 1 児童クラブ	白老町緑丘 3 丁目 1 番 1 号 白老小学校内
白老鉄北児童クラブ	白老町緑丘 3 丁目 1 番 1 号 緑丘小学校内	白老第 2 児童クラブ	白老町緑丘 3 丁目 1 番 1 号 白老小学校内
萩野児童クラブ	白老町字萩野 2 8 6 番地 萩野小学校内	萩野児童クラブ	白老町字萩野 2 8 6 番地 萩野小学校内

竹浦児童ク ラブ	白老町字竹浦198番地の 27 竹浦コミセン内	竹浦児童ク ラブ	白老町字竹浦198番地8 竹浦小学校内
虎杖浜児童 クラブ	白老町字虎杖浜74番地の 11	虎杖浜児童 クラブ	白老町字虎杖浜74番地1 1

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

質疑があります方どうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。何点か伺いたいと思います。一つは、実際に行われている平成27年の8月14日から竹浦児童クラブが学校の移設によって余裕教室ができたということで、前は狭隘だったかなと捉えておりますので、移ったことで児童クラブとしての事業だとか、拡大できるといったメリット、それから新しく事業やっていくというような考えを持っていただけるかどうかということが1点。

もう1点は、白老小学校というふうになります。その中で第1児童クラブと第2児童クラブというふうに分かれておりますが、これは鉄南鉄北を分けるということではなくて一つの児童クラブの人数というのは決められているはずですので、二つ持たないと間に合わないということで二つ持たれるのかということが1点です。

もう1点は、社台小学校は今まで児童クラブがありませんでした。前に社台小学校も児童クラブをといたときに、学校としてクラブとか部活とかいろんな対応をしているので児童クラブは持たなくても十分対応できるということで持たないということだったんですが、今度白老小学校に統合になりましてスクールバスを使うようになります。そういったときに、やはり社台小学校の方たちは児童クラブには加わらないということになるのか。それとも加わった場合にそのスクールバスの関係はどのようになるのか、児童クラブを使う方は2回使えるようになるのか、その辺まで検討されているかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 新しく竹浦小学校に移動して新しい事業を行うかというご質問ですが、今まで竹浦コミセンということで若干離れたところに動くということがあったと思います。そこが小学校内にできましたので、便利になったということで、今後新しい事業何ができるか考えていきたいと考えております。

2点目、第1、第2児童クラブにした理由でございますが、現況としまして、鉄南鉄北児童クラブは合わせまして60名以上おります。基本的に40名以下が適正といわれておりますので、その中で二つのグループに分けるということと、現況として考えておりますのは3年生以下と4年以下というような考えです。これも今後何がいいか考えていきたいと思っております。

社台小学校の部分でございますが、以前アンケートをとった中では7名程度の希望があるということがありますので、来年度になったときに、児童クラブに加入される方がいるかもしれません。ただいま児童クラブの方の考えとしましては、安全ということで基本的に保護者が迎えに来て引き渡しているという形になってますので、現況としてはその辺はまだどうするかは私のほうではそういう形で対応になります。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 3点目の関係ですけれども、現在統合準備委員会のほうでも社台のPTAの代表の方に入っていて話をしているんですけども、児童クラブの帰り、児童クラブに入る人がこれから実際どれぐらいになるかということとは分からないですけども、現在児童クラブはご存じのとおり親御さんが送迎するという形をとっております、その中で直接社台の父兄の方から、帰り送ってくれということは今のところないです。逆に遊び場、帰らないで遊んでもいいところはないのか、という要望はあるんですけども、そういうことで今のところ親御さんが送迎ということの基本原則にしたいということで考えております。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。